



5 部落差別(同和問題)の現状

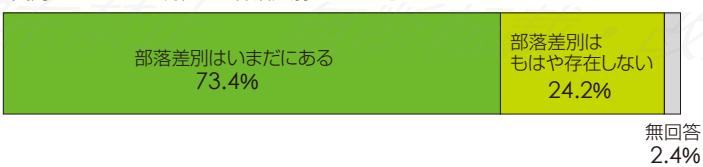
(1) まだ残る部落差別

部落差別解消推進法の第1条では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と現在における部落差別に対する認識を示しました。同法の第6条を踏まえて実施された調査に基づき2020(令和2)年6月に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によると、「部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められない」が、インターネット上で行われた事案の割合は増加傾向にあるとしています。意識調査の結果を見ると、「正しい理解は進んでいると認められる」とする一方、「心理面における偏見、差別意識は依然として残っている」としています。また、「インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性」についても言及されています。

今後とも、差別意識の解消については、人権という観点からの教育・啓発をより一層進めることが重要です。

部落差別の現状 該当数 (4,157人)

質問：あなたは、現在でも部落差別があると思いますか。



まだ残る
部落差別

(2) 結婚や就職の差別

人は自らの意思で親や故郷(出生地)を選ぶことはできません。その故郷を人に言えない、故郷が分かると結婚や就職で差別を受けるということはあってはなりません。

ところが、同和地区出身であることを理由として、婚約者から婚約を破棄され、差別的な発言を受けたという相談が法務局になされたといった事例があります。

先の「部落差別の実態に係る調査」でも、法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件のうち、結婚・交際に関する差別は10%前後を占めています。また同調査の一般国民に対する意識調査では、「交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にする」と答えた人の割合が15.7%に上っており、このような意識が結婚差別につながる可能性があります。

1975(昭和50)年頃、全国の被差別部落・同和地区とされる所在地などを記載した「部落地名総鑑」と称する冊子が発行され、相当数の企業が購入していたことが発覚しました。冊子はすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた「情報」は企業での採否決定に悪用されるなど就職差別につながるものでした。就職差別は、生活に関わる問題であり、場合によっては命をも奪いかねない問題でもあることを私たち一人一人が十分に認識する必要があります。

「部落差別の実態に係る調査」でも、地方公共団体への調査で雇用に関する相談が一定数あること、一般国民に対する意識調査で加害・被害経験の事例としても就職・職場に関するものも一定数見られることが報告されています。

結婚や
就職の差別